

編集規程

制定 2023年12月2日

(趣旨)

第1条 日本電話相談学会(以下「本会」という)の会則第4条第3項に基づき、本規程を定める。

(機関誌の発行)

第2条 「電話相談学研究(The Japanese Journal of Telephone Counseling)」(以下「本誌」という)は日本電話相談学学会の機関誌であり、年間1回発行する。

(機関誌の内容)

第3条 本誌には、原則として本会会員による電話相談・電話カウンセリングを中心にオンライン相談システムを含む非対面相談支援活動の発展に寄与する論文等を掲載する。

(編集)

第4条 本誌の編集は、本会編集委員会が行う。投稿論文は、編集委員会によって審査され、掲載の可否が決定される。なお、編集委員会は、適当な会員に審査の協力を依頼することがある。

(論文の種類)

第5条 本誌は、原著、研究論文、資料、実践報告、依頼論文、その他を掲載する。なお、原著は、投稿論文のうち、独自性が高く、電話相談研究の発展に顕著に貢献すると編集委員会が判断するものとする。研究論文は、事例に基づく研究論文である事例研究、調査に基づく研究論文である調査研究とする。実践報告は電話相談機関等における実践の報告論文とする。依頼論文とは、特別寄稿、研究大会講演記録、シンポジウム記録、提言等のことである。その他の原稿とは、文献紹介、関連学会の活動報告、会務報告などの本会の活動の目的に適うその他すべての原稿をさす。

(投稿論文)

第6条 投稿論文の内容は未公刊のものに限る。

第7条 投稿論文は投稿規程に準拠したものに限る。

(著作権)

第8条 本誌に掲載された論文の著作権は本会に帰属する。本誌に掲載された論文を無断で複製あるいは転載することを禁ずる。掲載された論文の複製・転載を希望する場合は、出典を明記するものとする。

(規程改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則

1、本規程は、2023年12月2日に制定し、12月3日から施行する。